

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第15条に基づく土地の使用等に関する訓令(平成16年防衛施設庁訓令第15号)新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第2号様式(第10条関係) 文 書 番 号 平成 年 月 日 (住所(所在地)) (氏名(名称及び代表者)) 殿 <u>防 衛 大 臣</u> 損失補償決定通知書 (略) (裏面) 1 この決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日から起算して60日以内に書面で、<u>防衛大臣</u>に対して異議の申し立てをすることができる。 2 (略)	第2号様式(第10条関係) 文 書 番 号 平成 年 月 日 (住所(所在地)) (氏名(名称及び代表者)) 殿 <u>内閣総理大臣</u> 損失補償決定通知書 (略) (裏面) 1 この決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日から起算して60日以内に書面で、<u>内閣総理大臣</u>に対して異議の申し立てをすることができる。 2 (略)